

●伊勢市宿泊税条例の概要

(1) 条例制定の趣旨

市民生活と調和した持続可能な観光地の実現を目指し、来訪者の受入環境の充実及び観光資源の魅力向上に資する施策に要する費用に充てるため、宿泊税を課すこととする。本条例は法定外目的税である宿泊税を導入するにあたり、地方税法の規定に基づき、課税の根拠として制定しようとするもの。

(2) 条例の概要

税制度	税率	1人1泊につき200円 ※課税免除、免税点は設けない
	納税義務者	宿泊施設(※)において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。 ※旅館業法に規定する旅館、ホテル、簡易宿所(下宿営業除く)＋住宅宿泊事業法に規定する民泊施設
	徴収方法	特別徴収(市に代わって特別徴収義務者が税金を徴収し、市に納入する方法)
	特別徴収義務者	旅館業法又は住宅宿泊事業法に規定する事業を営む者
	減免	天災その他特別の事情がある場合において、必要がある場合は宿泊税を減免することができる。
特別徴収義務者の義務	経営申告書の提出	経営開始日の前日(条例施行日の前日)までに施設概要等を市へ申告しなければならない。
	納税管理人の定め	市内に事務所等を有しない場合は納税に関して便宜を有する者を納税管理人として定めなければならない。正当な理由なく納税管理人を定めなかった場合は、10万円以下の過料を科する。
	申告・納入	毎月末日までに、前月1日から同月末日までの期間に徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出するとともに、その申告した納入金を納入書により納入しなければならない。ただし、申告納入すべき税額が一定額以下であること等、一定の要件を満たす場合は、3か月ごとの申告納入とする。
	帳簿等の記載、保存等	宿泊税に関する帳簿を備え、必要事項を記載して一定期間保存しなければならない。また、売上伝票等の書類についても、作成したものを一定期間保存しなければならない。(電磁的記録での保存も可とする。)なお、これらの義務に違反した者は1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
その他	使途の公表	毎年度、宿泊税の使途及び内容を取りまとめ、公表することとする。